

2. 発達障害のある人への支援

(1) 発達障害者支援法と発達障害者支援センター

*** 発達障害者支援法とは? ***

この法律は、発達障害のある人が、それぞれのライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障害が広く国民全体に理解されることを目指して、平成 17 年 4 月に施行されました。

この法律により、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障害が、支援の対象として位置づけられました。

*** 発達障害者支援センターの紹介 ***

発達障害に関する相談支援や発達支援、就労支援および普及啓発などを行う機関として、各都道府県と政令市に 1 か所ずつ設置されています。各地域の特色に合わせて様々な形の運営がされていますが、横浜市では社会福祉法人「横浜やまびこの里」が事業受託しており、相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の有資格者）が、主に横浜市内在住の 18 歳以上の発達障害のある方（疑い含む）のご相談をお受けしています。

（P39参照）

(2) 公的なサービスについて

手帳の有無に関わらず、各種相談機関での相談や関係機関の紹介を受けることができます。

また、自立支援医療（精神科通院医療費の一部公費負担）も手帳の有無とは関係なく受けられる場合がありますので、まずは区役所の福祉保健センターへご相談ください。

手帳を取得された方が利用できるサービスとしては、バス・地下鉄特別乗車券の交付、タクシー料金の割引、税控除、ヘルパーなどの利用などがあります（ただし、手帳の種類・等級や個人の状況にもよります）。

詳しくは、手帳交付の際にお渡しする『障害福祉のあんない』に書かれていますが、HP でも閲覧できます。

横浜市健康福祉局 HP アドレス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/kankobutsu/pdf/annai10.html>

もしくは [横浜市障害福祉のあんない](#)

● 手帳の種類

発達障害の方が受けられる可能性がある手帳は、主に療育手帳や精神保健福祉手帳です。

- ・療育手帳（愛の手帳）・・・児童相談所または障害者更生相談所において知的障害と判定された方のための手帳です。（知能指数や診断名により制限があります）
- ・精神保健福祉手帳・・・精神疾患を有する方のうち、精神障害（知的障害を除く）のため長期にわたり日常生活または社会生活の制約がある方のための手帳です。

手帳の対象になるかどうかは、それぞれの判定機関の判断によります。しかし、申請・取得はその方個人の選択です。両方の手帳を取る方と、精神の手帳だけ（または愛の手帳だけ）を取る方、どちらも取らない（取りたくない）方がいます。手帳を取ることで、「特別支援学校に進学したい」「大人になったら、障害者雇用枠で無理せず働きたい」など、自分の目的をハッキリさせることも大切です。

手帳取得に悩んだら、まずは地域療育センターや福祉保健センター、児童相談所など、身近な相談機関にたずねてみるのもいいかもしれません。

● 障害基礎年金

20歳前に初めて診療を受けた傷病により身体機能の障害、精神の障害又は長期にわたる安静を必要とする状態になった方が対象です。詳しくは、お住まいの区役所国民年金係か年金事務所にお問い合わせください。

磯子区役所国民年金係 電話 750-2421

横浜南年金事務所 電話 742-5511

ここがポイント！

障害者手帳と障害年金の等級の基準はまったく別のものです。
申請をお考えの場合は、ぜひ一度、お問い合わせください。

● その他福祉サービス

児童向けには、個別療育、集団療育、創作活動等のサービス（児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業）などがあります。

成人向けには、就労に向けた訓練、仲間づくり、家事支援などがあります。

目的や対象者に合わせた福祉サービスがありますので、まずは身近な相談機関（P27～参照）にご相談ください。

(3) 特別支援教育とは？

平成 19 年度から始まった新しい教育制度です。

従来の特殊教育では、障害のある児童生徒が対象だったので、知的障害や身体障害のない発達障害児は支援を受けることができませんでした。

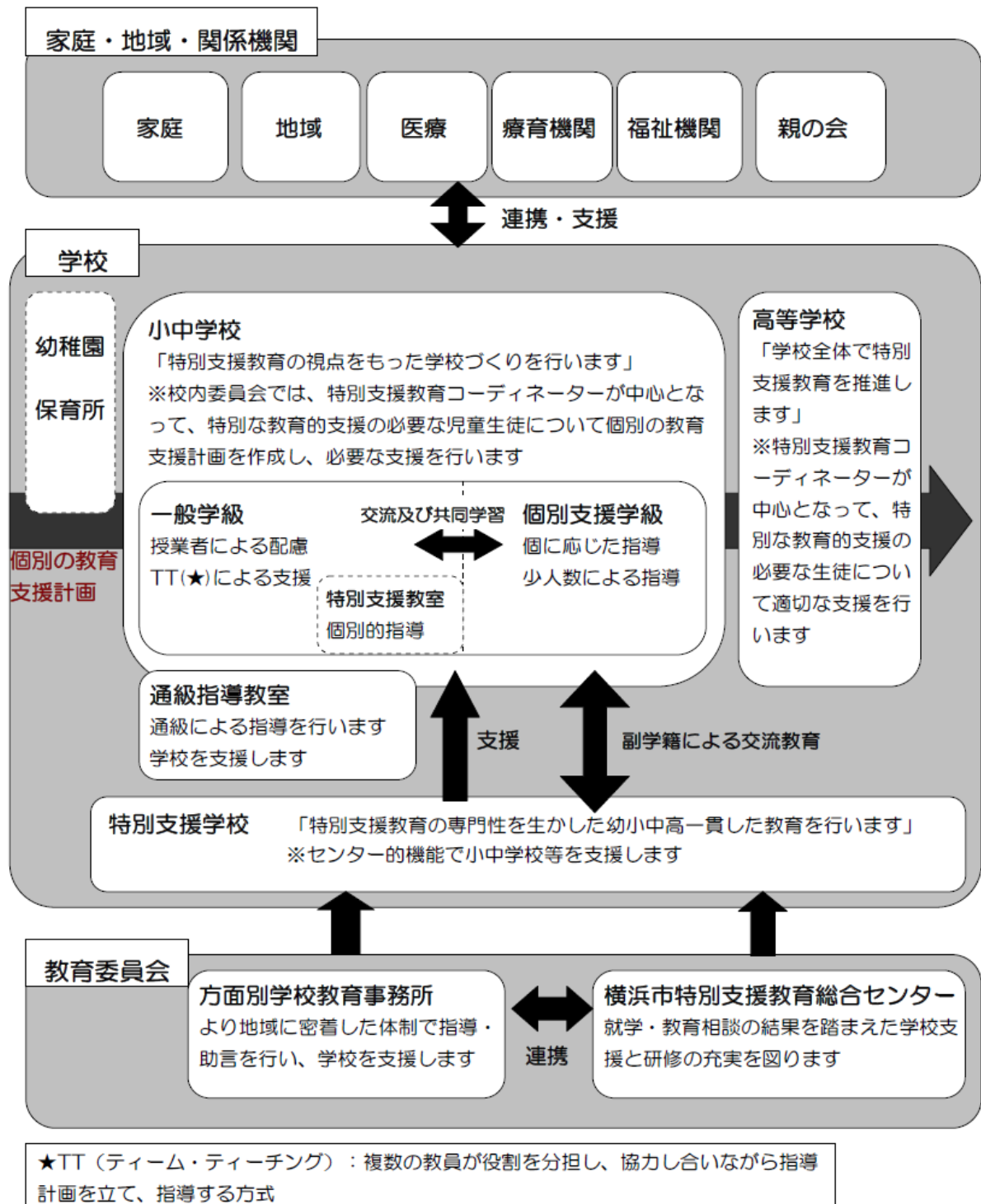
新たにスタートした特別支援教育では、特別な支援を必要とするすべての幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されることになりました。発達障害児も、一般学級に在籍しながら必要に応じて通級指導教室などで様々な支援を受けることができるようになりました。

※詳しい内容は文部科学省のホームページ（「特別支援教育の推進について（通知）」等）で調べることができます。

＊＊横浜市では特別支援教育を推進するための様々な取組みをしています＊＊

- ① 各学校で、発達障害を含む支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握や支援の検討を行うための「校内委員会」を設置。
- ② 特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、各学校における特別支援教育を推進。
- ③ 小学校では「児童支援専任教諭」を全校配置し、児童支援の強化を推進。
- ④ 小・中学校などにおいても、必要に応じて、長期的な視点に立ち学校卒業まで一貫した教育的支援を行うために、「個別の教育支援計画」を策定。
- ⑤ 小・中学校などにおいても、必要に応じて、一人一人に応じた教育を進めるために、具体的な指導内容や評価について「個別の指導計画」を作成。
- ⑥ 特別支援学校や通級指導教室による、地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮。

横浜市の特別支援教育の連携図（横浜市教育委員会のHPより作成）



出典：特別支援教育を推進するための基本指針（平成21年12月）より一部改変

(4) 学校についてのあれこれ

*** はじめの一步 小学校 ***

“幼稚園・保育園”と“小学校”は何が違うのでしょうか？

広い空間になる

45分間座って授業を受ける…基本的に「学習の場」

給食時間や休憩時間が短い

…など、これまでとの環境の違いを認識しましょう。

一斉授業、全体での動きについていけるのか？ 個別に声をかけてもらえる環境、細かく丁寧に見てもらえる環境の方がスムーズに行動できるのか？ お子さんにとってどんな環境が望ましいのかじっくり考えることが大切です。

一般学級・個別支援学級・校内の特別支援教室・校外の通級指導教室など、学習の場は様々で、学校の支援体制も年々変化しています。まずは学校に相談してみてください。

実際に「見て」「聞いて」「感じて」確かめることも大切です。先輩お母さんの意見や、これまで通ってきた幼稚園・保育園の先生の意見も参考になるかもしれませんね。

※横浜市では就学に関する相談機関として特別支援教育総合センターがあります。また、小学校では、入学後、学校カウンセラーによる相談日があります。そこで、お子さんのことについて相談ができます。



*** 大切な思春期をどこで過ごす？ 中学校 ***

中学校では、教科担任制や部活動など小学校とは大きく生活が変化します。一般学級で良いのか、ほかの学級も利用したほうが良いか迷うこともあるかと思います。

思春期を迎える時期なので、対人関係や学習面・生活面などでいろいろ相談できる人が誰かひとりいるといいですね。お友達との関係も選択する上でのポイントになります。

得意分野と苦手分野をしっかりと理解し、一般学級・個別支援学級・校内の特別支援教室・校外の通級指導教室など、実際に見学した上で子どもに合った学習の場を検討してみてください。

個別支援学級や特別支援学校などでの専門的な指導について検討したい場合は、学校や特別支援教育総合センターに相談してください。また、小学校同様、学校カウンセラーによる相談日もあります。

*** 将来が決まる？ 高校、その他 ***

本人の得意なところと苦手なところを考慮して、学習意欲や学習能力に合わせて進路を考えましょう。本人がやる気になると受験に挑戦できますが、受験勉強が行き過ぎてストレスにならないように配慮も必要です。

中学卒業後の進路としては、高校、サポート校、高等専修学校、職業訓練校、特別支援学校高等部などがあります。県立高校には、インクルーシブ教育実践推進校もあります。それぞれの目的やカリキュラム、雰囲気が違うので、実際に保護者や本人が見学した上で進路先を検討するのが良いでしょう。

高校では、それぞれの学校が特色ある学校づくりを進めています。自らの興味や関心・将来の進路希望のほか、生活スタイルや学習ペースなどを考えて、自分に合った高校を選びましょう。インクルーシブ教育実践推進校では、知的障害のある生徒が、高校で共に学ぶための取組を行っています。

*** どんな道があるの？ 大学、専門学校 etc. ***

高校卒業後の進路として、就労と進学を選択肢があります。本人の興味にあった分野は見つかりましたか？

本人にはっきりした目標があれば大学受験の可能性もあります。センター試験受験の際、特別措置申請をし、必要な書類を提出すれば発達障害に応じた措置を受けることができます。専門的な技術を身につけるために専門学校に進む人もいます。受験や卒業後の生活には、本人の特性を理解した家族や教師などの支援が必要です。まだ一部の大学ですが、発達障害の学生に対して支援体制作りを始めた大学もでてきています。

※発達障害者支援センターでは、大学生活や就労に関する相談が受けられます。



*** 先輩お母さんから一言 ① ***

息子は小学校に入る頃は、先生の説明が聞けず、気持ちの切り換えがつきにくく、サポートを必要としていました。特別支援教育総合センターで相談したところ、別の学校にある「まなびの支援教室」(通級指導教室)に週一回通うことができました。そこを気持ちの支えにして学区の一般学級に通っています。

今ではだいぶ授業を聞けるようになりました。(5年生のママより)

*** 先輩お母さんから一言 ② ***

親の考え方や将来何をしたいかで学校選びも変わってきますが、我が家は中学受験をさせました。地元の中学校へ行くといじめられてしまうのでは?という不安もあり、主治医とも相談して決めました。

息子に合ったゆったりした校風の学校を選びましたが、バスや電車の乗り継ぎもあり心配しました。今となれば自立の為には良かったと思います。好きな部活動にも巡り合え、6年間かけてじっくりと取り組んでいます。カウンセラーも常駐しているので安心ですし息子も楽しいと言っています。(高校3年生のママより)

*** 先輩お母さんから一言 ③ ***

勉強は好きではなかったのですが、頼んだお手伝いは嫌がらずやってくれていたのも、中学になったとき夕飯までに家の掃除をすることを任せました。家族の中で自分の役割があることに自信が持てたようで高校生になっても一生懸命やっていました。

進学か就職かと選択する時になり、本人も家族も希望し先生の勧めもあったので、ピルの清掃会社に就職しました。手を抜かず遅刻や欠席をせず会社にも認めてもらい、お手伝いや約束事を守るという基本を続けてよかったと感じました。

(19歳男性ご家族より)



(5) 就労をサポートするしくみ

*** 横浜市の就労支援センターを紹介します ***

障害のある方が安心して働くことができるよう、就労の支援を行うのが就労支援センターです。支援センターごとに多少の違いはありますが、基本的に手帳を持っている方には障害の種別に関係なく、就労相談や支援を行っています。

手帳を持っていない方の相談・支援を行っているセンターもありますので、まずは電話でご相談ください。

☆ 手帳を使った支援

* ハローワークに障害者登録をして、障害者枠での就職を目指します。

* メリットは、障害者を雇用したいという事業所なので、担当者がいて障害特性への配慮があります。実習ができたり、ジョブコーチ（付き添い支援）が使えたりする場合があります。

* デメリットは、給料が安いこと、ほぼパート社員であることです。

☆ 手帳を使わない支援

* 一般求人での就職を目指しますが、本人と会社の同意が得られれば面接同行や職場訪問をして得意・不得意を現場に伝え、困ったときはすぐに来ますとお話します。

* 職場に伝えられないときは、本人や家族への相談支援となります。

☆ 手帳を利用した A さんの場合

Aさんは学校卒業後に就職した会社でうまく行かず、退職後に障害者手帳を取得しました。今は障害者雇用で就職した一般企業で、データ入力や事務補助の仕事をしています。就労前に就労支援機関で相談したり企業実習を行ったりと時間をかけ、自分に合った仕事に就くことができました。

就職前から就労支援機関の支援者が会社へAさんの特性について伝えていたので、人事や直属の上司もAさんが社員として力を発揮できるように、仕事の内容や指導の仕方などについて、いろいろと考えてくれています。何かあればすぐに就労支援機関と会社で一緒に相談できるので、安心して働き続けることができます。

☆ 手帳を利用しない B さんの場合

Bさんはファミリーレストランで働いています。発達障害の診断を受けていますが、会社には話していません。

真面目なBさんは、マニュアルを覚えるだけでなく、注意されたことは忘れないように細かくメモを取って仕事を覚えました。

最近、新人アルバイトの指導を任されるようになりましたが、熱心に指導しすぎると注意されたり、指導に気を取られて自分の仕事をミスしてしまったりするので落ち込んでいます。障害者の相談機関に時々相談しながら頑張って仕事を続けています。